

みなさんと議会を結ぶ……議会だより



題字：湯河原小学校1年（現在2年） 山下渚葵さん



令和4年6月

No.122

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL0465-63-2111(代) FAX0465-63-9674

稚鮎放流体験

(令和4年4月21日開催)



「おおきくなあれ！」
想いをこめて



3月
定例会

2/24 ~ 3/15

4月
臨時会

4/4 ~ 4/6



● 主な内容 ●

- 正副議長挨拶 …… 2~3
- 3月定例会・4月臨時会 …… 4~6
- 議長不信任決議案 …… 7~9
- 代表質問 …… 10~11
- 一般質問 …… 12~13
- 常任委員会・特別委員会 …… 14~15
- 新しい委員会構成ほか …… 16

4月臨時会 (4/4~6)

令和4年第2回湯河原町議会4月臨時会は、4月4日から4月6日までの3日間(本会議開催2日間)にわたり開催されました。

この臨時会では、専決処分の承認、人事の議案2件を審議したほか、正副議長選挙と常任・特別委員会等の委員の選任を行い、委員会構成が変更されました。

町議会議員から選出する湯河原町監査委員に村瀬公大議員を選出することに同意しました。(4月6日就任)

また、湯河原町真鶴町衛生組合議会議員として、村瀬公大、露木寿雄、室伏重孝、山本俊明、土屋誠一議員の5人を選出しました。

議長就任挨拶

第44代議長 山本俊明

このたび、議員各位のご推挙を賜りまして、湯河原町議会議長の要職を拝命しました、山本俊明でございます。

諸先輩ならびに同僚各位のご懇情に感謝し、身に余る光栄に感激いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックを終息させ、一日も早く活気を取り戻したいと願う声が多く聞かれる中、追い討ちを掛けるように、ロシアによるウクライナ侵攻が激しさを増し、恐怖と悲しみが世界中にあふれています。

このように激しく揺れ動く国際情勢にあつて、観光立町としての湯河原町は、何に向かって、どのように進むべきなのか、その舵取りが一段と難しくなっております。

これから湯河原町が直面する政策課題に対応するためには、町民の代表として、二元代表制の一翼を担う議会が、議決、監視を通じて、その権限を最大限に活用することが求められています。申し上げるまでもなく、私ども議会と町・執行部は町政を担う両輪でありますので、常に真正面から向き合っていかなければなりません。そのために、町民の皆様のお声をしっかりお聞きしながら、的確な施策の推進に向けて議論を行い、負託にお応えして参る所存であります。

また、議会運営につきましても、町民への情報発信に努め、透明性の高い開かれた議会、町民の皆様にも親しまれる議会となりますよう誠心誠意努力するとともに、私どもの最高規範であります湯河原町議会基本条例の理念に基づき、公正かつ円滑な議会運営に全力を傾け、取り組んで参りたいと思います。

議員各位ならびに富田町長をはじめ、町・執行部の皆様におかれましては、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます、議長就任の挨拶とさせていただきます。



副議長就任挨拶

第39代副議長 室伏重孝

このたび、議員の皆様方のご推挙により湯河原町議会副議長の大役を仰せつかりました。身に余る光栄と共にその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

湯河原町は、人口減少・少子化・高齢化が進むなど、町を取り巻く環境は厳しい状況であります。また、その対策はもちろん、新型コロナウイルスへの対応、落ち込んでいる経済の復活の対策など、多くの重要な課題が山積しております。

二元代表制の一翼を担う議会として、行政の監視はもちろん、町民代表として政策立案・提言を行い、また諸課題に是々非々で十分な審議を尽くして、意思決定をしていかなければと思います。

また、将来の湯河原が持続可能な町になるためにも、新総合計画を行政・議会が一体となって進めていかなければなりません。

私は、山本議長をしっかりとお支えし、先輩・同僚議員の皆様と共に、湯河原町議会基本条例に基づく、公平かつ円滑な議会運営がなされるよう、また、町民の皆様にも信頼される透明性の高い湯河原町議会の実現に、さらに、町の発展のために、全力で取り組んでいく所存であります。

皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げます、副議長就任の挨拶とさせていただきます。



(正副議長就任日 令和4年4月4日)

議長退任挨拶

第43代議長 村瀬 公大

2年前の令和2年4月に開催されました臨時議会におきまして、議員の皆様のご推挙をいただきまして、湯河原町議会議長という要職をお預かりをさせていただきました。町民の皆様をはじめ、先輩議員、そして同僚議員の皆様の特段のご支援・ご協力を賜り、本日までその職務を果たし得ましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

この度、湯河原町議会運営申合せ事項に従い、私、村瀬公大が議長職を辞することにつきましては、町民の皆様にもいち早くお知らせすべく、3月初旬には地方紙の紙面等においてその旨公表をさせていただいたところであり、皆様ご存知のことかと存じます。

この2年という歳月を振り返りますと、やはり新型コロナウイルスに振り回された2年だったと思返されます。行政がコロナ対策を迅速に行うために、5回もの臨時議会を開催し、また、議会運営といたしましては、一般傍聴者の人数制限、本会議・委員会では、約1時間ごとに換気のための休憩を入れるといった感染対策を十分に講じてまいりました。

新型コロナウイルスによる感染拡大やその影響については、まだまだ予断を許さない状況にありますが、山本新議長におかれましては、引き続き二代表制のもと、私どもの最高の規範であります湯河原町議会基本条例の理念に基づいた議会運営に取り組んでいただけることを念じ、議長退任の挨拶とさせていただきます。

副議長退任挨拶

第38代副議長 善本 真人

令和2年4月の臨時会におきまして、議員の皆様のご推挙をいただき、湯河原町議会副議長という重職に就かせていただきました。在任中、不行き届きの点が多々あったかと思いますが、町民の皆様はもとより、村瀬議長はじめ、先輩・同僚議員並びに町長はじめ職員の皆様のご協力を得まして、今日まで、どうかこの重責を大過なく果たすことができました。ここに皆様方のご厚情に対して、厚く御礼申し上げます。

今後も、湯河原町議会基本条例の理念に沿って、町民の皆様のご期待と信託に応えるため、一層の努力をいたしたいと存じます。

湯河原町議会委員会構成表

令和4年4月6日現在

議席	氏名	議会運営	常任委員会		特別委員会				湯河原町真鶴町 衛生組合議会議員
			福祉 総務文教・ 福社	産業 環境・ 観光	広域 行政	編集 議会だより	町税等 徴収 対策強化	公の施設等 整備調査	
1	土屋由希子	○		○	○	○			
2	熊谷照男		○				○	○	
3	渡辺久子			○		○	○		
4	(欠員)								
5	松野洋一		⊖		○	○	○		
6	松井一寿	○		◎	○	◎		○	
7	室伏寿美夫	◎	○		○	○		○	
☆8	山本俊明		○						○
9	村瀬公大	○		○	⊖			○	○
10	善本真人	○	◎			⊖	⊖		
11	露木寿雄	○	○				◎		○
□12	室伏重孝			○	○		○	○	○
13	土屋誠一	⊖		⊖	◎			◎	○
14	原田洋			○			○	⊖	

☆ 議長

□ 副議長

◎ 委員長

⊖ 副委員長

○ 委員

3月定例会・4月臨時会の審議議案と結果

町議会HP
会議録



全会一致の議案

【令和4年3月定例会】

議案番号	議案名	結果	議決日
1	湯河原町防災コミュニティセンター条例の一部改正について	可決	2/24
2	湯河原町課等設置条例の一部改正について	可決	2/24
3	湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可決	2/24
4	湯河原町個人情報保護条例の一部改正について	可決	2/24
5	湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決	2/24
6	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について	可決	2/24
7	湯河原町駐車場条例の一部改正について	可決	2/24
8	湯河原町都市公園条例の一部改正について	可決	2/24
9	湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	2/24
10	湯河原町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数に満たない場合の同意について	同意	2/24
11	令和3年度湯河原町一般会計補正予算(第10号)	可決	2/24
12	令和3年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	2/24
13	令和3年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	可決	2/24
14	令和3年度湯河原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可決	2/24
16	令和4年度湯河原町国民健康保険事業特別会計予算	可決	3/15
17	令和4年度湯河原町介護保険事業特別会計予算	可決	3/15
18	令和4年度湯河原町後期高齢者医療特別会計予算	可決	3/15
19	令和4年度湯河原町水道事業会計予算	可決	3/15
20	令和4年度湯河原町温泉事業会計予算	可決	3/15
21	令和4年度湯河原町下水道事業会計予算	可決	3/15
22	土地賃貸借契約の締結について	可決	3/15
23~32	湯河原町農業委員会委員の任命について	同意	3/15
34	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について	可決	3/15
35	湯河原町教育委員会委員の任命について	同意	3/15
議員提出1	湯河原町議会委員会条例の一部改正について	可決	2/24
決議2	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	可決	3/15

賛否が分かれた議案の概要と議員ごとの賛否内容

【令和4年3月定例会】

議員名 議案番号	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	結果	議決日
	15	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
33	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	承認 賛成：9 反対：3	2/24
決議1	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	否決 賛成：3 反対：9	3/15

【令和4年4月臨時会】

議員名 議案番号	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	村瀬公大	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	土屋誠一	原田洋	結果	議決日
	欠	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	欠	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	承認 賛成：9 反対：2	4/6
専決処分の承認について(令和4年度湯河原町一般会計補正予算(第1号)) 「横浜地方裁判所 令和3年(行ウ)第7号 町議会議員懲罰処分取消等請求事件」及び「東京高等裁判所 令和4年(行コ)第47号 行政文書非公開決定処分取消等請求控訴事件(原審 横浜地方裁判所 令和3年(行ウ)第29号)」について、令和3年度から引き続き、令和4年度以降も訴訟が継続することに伴い、予算に補正を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことの報告を受け、承認したものです。														
37	欠	×	○	○	○	除斥	○	○	○	○	○	○	同意 賛成：9 反対：1	4/6
湯河原町監査委員の選任について 町議会議員のうちから選任する湯河原町監査委員に、村瀬公大氏を選任するものです。														

※除斥：本人に関する議案のため、採決に加わることができません。

3月定例会議決補正予算

会計名・補正額	概 要
専決処分(一般会計(第9号)) (増減なし)	歳出 議会運営経費の増額 予備費の減額
一般会計(第10号) (1億4,815万3,000円の増額)	歳入 普通交付税の増額 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減額 市町村自治基盤強化総合補助金の増額 など 歳出 道路新設改良事業の増額 公共土木施設災害復旧事業の増額 など
国民健康保険事業特別会計(第3号) (1,202万3,000円の減額)	歳入 災害臨時特例補助金の増額 など 歳出 予備費の減額 など
介護保険事業特別会計(第4号) 《保険事業勘定》 (819万6,000円の減額)	歳入 支払基金交付金の減額 など 歳出 システム改修に伴う負担金の増額 各種事業における増減 予備費の増額
後期高齢者医療特別会計(第1号) (768万6,000円の増額)	歳入 前年度繰越金の増額 など 歳出 予備費の増額 など

一般会計補正予算の主な質疑

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(減額理由について)
- 誰もが主役のプラットフォームマッチング事業(拠点の場所、事業内容などについて)
- 校舎整備等事業(整備内容について)

4月臨時会議決補正予算

会計名・補正額	概 要
専決処分(一般会計(第1号)) (増減なし)	歳出 議会運営経費の増額 予備費の減額

主な質疑

- 議会運営経費(費用の内訳などについて)



3月定例会

令和4年第1回湯河原町議会3月定例会は、2月24日から3月15日までの20日間（本会議開催4日間）にわたり開催されました。

この定例会では、町側から条例、補正予算、人事、専決処分の承認などの議案35件、議会側から条例、決議の3件、議案等合計38件を審議しました。

令和4年度予算が決まりました

令和4年度の各会計予算の審査は、予算審査特別委員会に付託されました。

予算審査特別委員会（3月9日・10日開催）

令和4年度の一般会計、3特別会計及び3公営企業会計予算が付託され、歳入・歳出の内容、事業の目的やその効果等について、質疑応答を行いました。

2日間にわたる慎重な審査の結果、すべての会計の予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（委員長）土屋 誠一

（副委員長）山本 俊明

（委員）熊谷 照男、松野 洋一、善本 真人、
室伏 寿美夫、原田 洋

令和4年度会計別予算額

（単位：千円）

会計名	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	比較		
			増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C)/(B)×100	
一般会計	9,070,000	8,790,000	280,000	3.19	
特別会計	国民健康保険事業	3,166,000	3,109,000	57,000	1.83
	介護保険事業				
	保険事業勘定	2,975,000	2,900,000	75,000	2.59
	介護サービス事業勘定	1,150	1,500	△350	△23.33
	後期高齢者医療	511,000	481,000	30,000	6.24
小計	6,653,150	6,491,500	161,650	2.49	
企業会計	水道事業	716,000	725,000	△9,000	△1.24
	温泉事業	257,200	310,000	△52,800	△17.03
	下水道事業	1,465,000	1,390,522	74,478	5.36
	小計	2,438,200	2,425,522	12,678	0.52
合計	18,161,350	17,707,022	454,328	2.57	

※企業会計は、収益的支出と資本的支出の合算額を予算規模として表示しています。

主な条例の制定・改正等

●湯河原町防災コミュニティセンター条例（一部改正）

湯河原町防災コミュニティセンター1階の教育支援教室が移転したことに伴い、同室を101会議室とし、その使用料を規定するため、条例の一部を改正しました。

●湯河原町駐車場条例（一部改正）

湯河原駅に近く、立地条件の良い湯河原駅臨時第3駐車場の有効活用を図ることを目的として、駐車場内の一部区画を月ぎめによる定期利用にすることについて料金を規定するため、条例の一部を改正しました。

●湯河原町都市公園条例（一部改正）

公園利用者の多様なニーズに対し、迅速な対応を図るに当たり、本条例で規定している有料公園施設の供用日及び供用時間を規則で定めるため、条例の一部を改正しました。

【その他の条例】

●湯河原町課等設置条例（一部改正）

●湯河原町職員の育児休業等に関する条例（一部改正）

●湯河原町個人情報保護条例（一部改正）

●湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（一部改正）

●湯河原町国民健康保険条例（一部改正）

●湯河原町消防団員等公務災害補償条例（一部改正）

議員提出議案

●湯河原町議会委員会条例（一部改正）

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例の一部を改正しました。

人事

●湯河原町農業委員会委員の任命について

湯河原町農業委員会委員の任期が令和4年4月26日で満了となるため、佐藤甚哉さん、二見浩一さん、御嶽勝義さん、福井正二さん、常盤幸宏さん、木村優さん、露木洋一さん、力石誠造さん、苅谷和彦さん、原八重子さんの以上10名を湯河原町農業委員会委員に任命することに同意しました。任期は令和7年4月26日までです。

●湯河原町教育委員会委員の任命について

前任者の退任に伴い、新たに深澤里奈子さんを教育委員会委員に任命することに同意しました。任期は、前任者の残任期間である令和6年3月31日までです。

村瀬公大議長 不信任決議 否決 (賛成3・反対9)

令和4年第1回定例会において、湯河原町議会会議規則第14条に基づき、湯河原町議会村瀬公大議長の不信任決議案が提出されました。

(提出者：熊谷照男議員、賛成者：土屋由希子議員・渡辺久子議員)

質疑、討論、採決の結果、賛成3名、反対9名となり、不信任決議案は否決されました。

湯河原町議会村瀬公大議長の不信任決議

村瀬公大議長は、令和4年3月7日(月)に行われた令和4年第一回定例会の熊谷照男の一般質問において、関連質問を認めず、声を荒げるなど感情を露にする等の議長としてあるまじき行為がありました。

議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、立場は中立、職務は冷静、公平、関係法規に則った議会運営に万全を期さなければなりません(公正指導の原則)。また議員は性別、年齢、信条、社会的地位、議員としての経験年数、その他の条件は、議会内においてすべて問わず、発言権、表決権、選挙権等、等しく認められております(議員平等の原則)。

しかし、村瀬議長の発言や議事進行はこの原則に反し、これまでも、新人議員や少数会派、無党派議員に対し、発言を認めないなどの不平等な扱い、行政側に対し優位な態度を取り、本来あるべき議会と行政の二元代表制の秩序を乱し、本来地方議会が持つべき住民自治の原動力を著しく欠いた議会運営をされております。

議長の資質に欠けるので、ここに議長不信任決議案を提出致します。

質疑

Q自分は議長がしっかりと議事進行されているという認識があるが、不信任決議案の内容について具体的に明示し

てもらいたい。

A色々あるかもしれないが、今回の3月7日の一般質問の中で関連質問が取り上げられていないということで提出した。

Q今回の一般質問の通告内容である「町内の道路状況(令和3年3月定例会で質問した1年後の経過について)」から察すると、令和3年3月定例会で質問した、1年経過した現時点での状況について質問することが趣旨となるのではないかと。

Aその内容で質問したが、町道であるので関連している。町道というのは町の管轄であるので具体的に去年の場所とまた違う場所が出てきた。

Q今回、質問に出ていたのは町道吉浜45号線のことだと思うが、令和3年3月定例会では、町道吉

浜45号線について質問していないということか。

Aそうである。

Q今回の不信任決議案を提出した意味は何か。

A町道吉浜45号線についての質問に触れてくれるのであれば提出しなかった。質問をするということは、住民の願いを少しでも前に進めていくことが議会において大切だと思っている。議長が声を荒げたり感情が高ぶってしまったりするのも、人間であるから当然かも知れないが、もう少し議長としての姿勢について考えてもらいたかった。

Q仮に不信任決議案が可決された場合でも、法的拘束力はなく、議長はその場で辞めなくてもよいのだが、そのことを理解した上でこの不信任決議案を提出していると思うが、それでも提出に至った意味は何か。

A仮に否決されたとしてもそれはやむを得ない。それでも今までどおり質問はしていく。

Q決議案にある「声を荒げるなど」「感情をあら

わにするなど」とはどのような感情を指しているのか。

A 自分が質問した際に制止された。その後、自分が「時間の関係がありますので進めてください。」と発言したら怒っていた。そのことを「声を荒げた」というように捉えている。

Q 「感情をあらわにするなど」の「など」に関して、議長としてあるまじき行為としてほかに何かあったのか。

A 今まで、この2年間にあったことだが、質問しても、それを「違います」などと言われる。どのような状況に置かれていても、議長として中立的な立場でなければいけないと思う。そういう意味で「など」という言葉を入れた。

Q 「これまでも新人議員に発言を認めないなどの不平等な扱い」とあるが、発言を認められなかったのはいつか。

A 質問をしても、それはこここのところではないということで、質問を遮るとは言わないが、質問する機会を逸してしまったことがこの2年間で何回あった。

Q 「行政側に対し、優位な態度をとり」という中の「優位な態度」とはどのようなものか。

A 自分が質問した際に、例えば行政側の職員と話をしたり、議会事務局の職員に声をかけたりしている。自分たちが質問することに関して、それほど真剣であるように受け止められない。

Q 決議案提出に当たり、当時の音声確認を行ったか。

A 行っていない。

Q 決議案に様々な議長不信任に至る理由が書かれているが、具体的に示して欲しい。

A 質疑される議員は、議長職務をきちんと遂行されていたと考えているが、提出者としてはそうではないと記憶している。

具体的に根拠を示して欲しいので色々質疑をしてきたが、明確な答弁がないので質疑を終了する。

質疑と討論の全内容は、町議会ホームページや動画でご確認いただけます。

町議会HP
会議録



町議会YouTube



賛成討論

土屋由希子議員

村瀬議長は、私や熊谷議員に対しては不規則発言として注意をする一方で、執行部側や他議員からの野次は注意をしません。挙手を無視する、発言を認めないなどの扱いもしました。前向きな提案をしても、十分な議論もできていない中で発言を打ち切り、採決をとって決め、少数派の意見は全く聞く耳を持たず、封殺されてしまいます。

さらに、再三、議長車の予算削減提案を申し立ててきたにも関わらず、議会で話し合うこともせず、議長の独断で、リースの予算を前例どおりに要求いたしました。いまや議長車は、議長が自宅と役場を往復するために使用されている議長特権そのものであります。

町民からの苦情等も様々届いているにも関わらず、私、土屋由希子に対する苦情のみを会議で取り上げ、さらし者にするようなこともされました。

私はこの2年間、他議員の皆様と十分な議論ができておりません。理由も聞いてもらえず、説明もしてもらえず、ただ採決で決まってしまう湯河原町議会に、心の底から悔しい思いです。すべての湯河原町民の皆様、本当に申し訳ない気持ちです。湯河原町議会が多様な意見を汲み取り、議論のできる言論の府になることを希望し議長不信任案に賛成いたします。

渡辺久子議員

本件に関しましては、議長の個人の資質を問うということではなく、議会運営そのものに関して出された決議案です。それは何を意味するかと言いますと、私たち議員にとって一般質問は、一議会ごとに1回、限られた時間許されており、皆さんの反対討論の中で「関連質問」という言葉を強調されましたが、当初文書で提出した質問内容に関連する点で「再質問」をすることは、何の不足もないはずで、議員は町民の皆様の声をお聴き、議会で質問をすることにより、町民の声を町政に生かすという責任があります。それを個人的な言葉のやり取りで阻止する、そういったような議長の姿勢が、私は問われるのではないかと思います。

意図して差別しているとは思いません。ただ、議事の運営上、必要な運営だったのかどうか、反対討論をなされた皆さんにとってもこのような観点から反対討論をなさっているのか、その点を伺いたいと思います。

議事運営にとって、本当に必要なのは何か。少数の意見もきちんと反映されるような議会にしていきたいと思っております。

これもちまして、賛成討論にさせていただきます。

反対討論

山本俊明議員

本案の提案理由には、令和4年3月7日に行われた熊谷議員の一般質問において、「関連質問を認めず」とあります。一般に、「関連質問」とは冒頭で質問に立った議員の質問内容に関連して他の議員が質問を行うことを意味しますが、湯河原町議会運営申合せ事項によりできないものとされています。また、緊急を要するときは湯河原町議会会議規則第59条により議会の同意を得て緊急質問をすることができますが、手続きを申し出た議員はいませんでした。したがって「関連質問を認めず」という部分に事実誤認があります。

なお、熊谷議員の通告書面には「町内の道路状況（令和3年3月定例会で質問した1年後の経過）について」とあり、その趣旨は1年前に質問した事項への対応状況を同等の視点から再び質問なさるものと解すべきところ、実際には町道吉浜45号線に関する唐突な発言があり、誰もが予期せぬ展開となりました。この際、円滑な議事進行のため、議長が発言を制止するのは必要な職務であります。

よって、議長が特定の議員の発言を認めない、不平等な扱いをしているなどの論旨は到底当たらないと考えます。

以上の理由から、議長不信任決議案について反対の意を表明し、反対討論といたします。

松野洋一議員

令和4年第1回定例会の熊谷照男議員の一般質問において、関連質問を認めず、議長としてあるまじき行為があったと言われる点ですが、湯河原町議会会議規則第58条において、議員は、「町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」また、「質問者は議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とあります。むしろ、議長は当初、熊谷議員の一般質問において内容を理解しようとし、熊谷議員に何度も確認をしながら、行政側からの回答を得ようとしておりましたが、熊谷議員からの回答に一貫性がみられず、何度も同じ討論を繰り返し、内容を精査できていないようにも感じられ、議長は議場の整理に苦勞されていました。議会における関連質問とは、当初質問した議員の質問事項に関連して、さらに他の議員が行う質問のことであり、熊谷議員がおっしゃる関連質問は、議会における関連質問から逸脱しており、また、議長としてあるまじき行為も到底認められません。

私は一期目の新人議員ではありますが、不平等な扱いを受けたことはありませんし、これまでの議会運営において、村瀬議長は公正、平等にご尽力いただいていることから、感謝の気持ちを持って今回の議長不信任決議案に対しての反対討論とさせていただきます。

松井一寿議員

湯河原町議会運営申合せ事項により、関連質問はできないものとされています。

そもそもの制度や仕組みについて理解した上で、責任ある決議案の提出をするべきと指摘をさせていただきます。

その上で、一般質問においては、通告の範囲内において、質問や発言を認めることが議事を整理する議長の職務であり、通告の範囲を超える質問を許せば、本来、議員と行政側との質問と答弁がよく噛み合うように採用されている通告制自体が、意味をなさないものとなってしまいます。

したがって、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理したに過ぎないと解するのが当然です。

次に、「これまでも新人議員や少数会派、無会派議員に対し、発言を認めないなどの不平等な扱い、行政側に対し優位な態度をとり」といった記述が決議案にありますが、これまでの約2年間、本来の議事や通告から逸脱するような発言があった際、また、行政側へ的確な答弁を求めるため、質問を整理するなど、議長としての議事整理権のもと、議長は職務を行ってこられたと認識しており、これらを不平等な扱いや秩序を乱すといったことに当てはめることは、理解ができません。

室伏寿美夫議員

村瀬議長は、就任以来、会派や議歴等に関係なく、法令関係、ルールに則って、公正・中立に議会運営に当たられており、誰も経験したことのない新型コロナウイルス感染症に対応した議会運営に当たられるなど、その手腕を発揮されております。

本議案の内容は、先程からの質疑においても、議会における関連質問の意味を誤認識し、新人議員や少数会派・無会派議員に対し、発言を認めないなどの不平等な扱いがあったとしながら、具体的な根拠も示さず、他の事項に関しても、根拠が明示されておられません。

令和4年3月7日の一般質問の際も、そもそも熊谷議員が通告に従わず、その範囲を逸脱して質問し、挙手もせず不規則な発言をしたことに対し、議長は議場の整理権に従って進行されていたと認識しております。

最後に、議員の選挙により選出された合議体である議会の長たる議長に対する不信任という非常に重い決議案を、誤った認識のまま、自身の発言の内容も確認せず、記載内容の具体的な根拠も示さずに提出された本決議案には、賛成すべき点が全くないどころか、賛成者に名を連ねた議員を含め提出されたこと自体に、懐疑の念を抱かずにいられません。

私は本決議案に反対の意を表明し、反対討論といたします。

代表質問



町議会HP
会議録



○代表質問とは

令和4年度施政方針について、各会派を代表して質問するものです。

代表質問の答弁者は町長です。

質問時間は、答弁を含み一人40分以内で、再質問はできません。

※紙面の都合により、要約した原稿を代表質問した各議員が作成し掲載しています。



湯政研

松井一寿議員

Q小児医療費助成では、「子育て支援給付事業」の終了に伴う予算の再配分や、「子育て世帯生活支援基金」への寄附金を原資の一部とし、助成対象範囲を拡大し、中学3年生までの入院及び通院にかかる医療費の自己負担分を助成するとのことですが、今後、小児医療費助成や他の子育て支援を安定的に継続していく上での財源確保や財政計画のお考えを伺う。

A 今後も次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援し、きめ細やかで柔軟な子育て支援サービスの提供を目指した、各施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、本町の人口は令和12年に1万9,000人程度になると推計されており、年少人口と生産年齢人口の割合はさらに減少していくものと考えられ、町の収入の根幹をなす税収の減少は避けられない見込みです。

そこで、生産年齢人口を引き上げ、安定した税収の確保を図るため、移住等拠点施設の活用を図

りながら、町内外を問わず、本町の活性化に対して思いを持った人たちをマッチングさせる拠点づくりなどを通して、移住・交流人口を増加させるとともに、「第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

また、本町の貴重な財源となっております「ふるさと納税」について、引き続き積極的なPRを行うことで、さらなる財源の確保に努めてまいります。

《その他の質問》

- ・ 町内産業の掘り起こしにおけるマーケティング調査の実施方法等について
- ・ 避難行動要支援者名簿の電子化について
- ・ 共同処理を見据えたごみの分別の検討について
- ・ 災害時のドローンの運用について
- ・ 地域コミュニティの維持について
- ・ ふるさと納税の取り組みについて

町長は、観光の振興における観光資源の拡充・整備について述べています。下記の項目については、あまり詳しく述べていません。それぞれについて、考えを聞きます。

Q 町内の道路で補修などが必要な箇所が散見されます。これらの対応の考えはありますか。

A 町道・農道で補修が必要と思われる箇所は適切に補修を行い、町民が安全に通行できるよう維持管理に努めてまいります。

Q 清潔できれいな公衆トイレは、観光客が本町を訪れるきっかけになります。老朽化した公衆トイレを改修する計画はありますか。

A 老朽化した公衆トイレは、観光地におけるマイナスポイントになることは明確です。令和3年度には全件実態調査を行い、蔵町公園の公衆トイレ、令和4年度には観光客や町民の利用が多い千歳川沿いの公衆トイレとおにわ公園の公衆トイレの改修を予定しています。

Q 駅前広場整備にあれだけの税金を投入しても、湯河原駅に降り立った観光客に、シャッターが下りた商店街に魅力を感じるでしょうか。商店街の活性化には何が必要と考えますか。

A 休業・廃業となる店舗も多くあり、町では大きな課題と捉え、今後は明店街の空き店舗に設置予定の移住拠点において空き店舗情報を集約し、新たな創業者等へのマッチングを推進し、駅周辺の回遊性を高め、商店街全体の活性化につなげていきたいと考えます。



Q 駅周辺に花を植栽して華やかさを演出することはできませんか。

A 駅前ポケットパークや県道75号の沿線にある花壇等に植栽を行っています。

《その他の質問》

- ・高齢者のひとり暮らし課創設
- ・住民課での待機対応

協創会

室伏重孝議員

Q 観光情報発信の活性化や強化について、ロケツーリズム推進事業を展開していくとのことであるが、行政は何をするのか、また、町民はどのような関わり方をするのか。

A ロケツーリズムの推進に当たっては、町民や事業所等からロケ候補地の情報を収集、集約し、映像制作会社に提供するとともに、町民の皆様には、映画やドラマで必要となるエキストラの登録をお願いするなど、協働して推進していきたい。

Q 「人・農地プラン」の実質化について、今後どのように進めていくのか。

A 実施中のアンケート調査の結果をもとに、農地の現況を地図に示すことで、「見える化」を図り、5年から10年後の農地利用を担う経営体のあり方についての検討、公表をしていく。

Q 森林の公益的機能の維持増進を図る上で、今後どのように整備を進めていくのか。

A 令和4年度からは、町有林と私有林64haの整備を実施し、森林の持つ「水源涵養機能」、「土

砂災害防止機能」、「木材等生産機能」、「生物多様性保全機能」を向上させるため、森林の維持管理に努める。

Q 複雑・多様化した地域福祉の課題への対応はどのようなものか。

A 誰もが孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう、「第2期地域福祉計画」を推進し、地域福祉計画の基本理念である「ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり」の実現を目指す。

Q 生涯学習の拠点としての図書館の機能をどのように発揮させ、また、町民の学びの環境づくりの場としてどのように活用していくのか。

A 本町の生涯学習の根幹である町民大学の継続、文化活動の活性化、図書館で実施している各種事業について、町民ニーズの変化をとらえ、今後も引き続き拡充するとともに、時代にあった図書館資料の導入なども研究していく。

一般質問

皆さんの声を議会へ!



町議会HP
会議録



一般質問とは、議員が本会議で、議長の許可を得て質問することです。

その内容は、議題とは関係なく町政全般（一般事務、事業の執行状況、将来に対する方向性など）について、町長など執行機関の考え・方針を議員個人として質問することができます。質問内容は、あらかじめ議長に通告しなければなりません。

また、持ち時間は、質疑応答含めて、一人50分です。

※紙面の都合により、要約した原稿を質問した各議員が作成し掲載しています。

議会映像のインターネット配信

【視聴方法】

- ・インターネット検索サイトから「湯河原町議会 YouTube」で検索
- ・町議会ホームページのリンクから
- ・QRコード利用



① 町内の道路状況(令和3年3月定例会で質問した1年後の経過)について

② 町立図書館の将来に向けた構想や建替え見通しについて

2 番

熊谷 照男 議員



① 町内の道路状況（令和3年3月定例会で質問した1年後の経過）について

Q この1年間で町道などを工事・補修・修理した箇所は何箇所あり、どのくらいの費用か。

A 令和4年1月末現在、町道は56箇所、6,970万7,900円、農道は12箇所、403万5,350円、林道は2箇所、1,606万円です。

Q 同じような補修箇所が複数ある場合はどのような基準で優先順序を決め補修するのか。

A 道路の破損状況により、事故につながる危険性がある場合には優先的に補修を行います。

Q 町が業者に工事を依頼した際、工事前、工事中、工事後にきちんと検査をしているのか。補修箇所の周囲もよく見て対応しているのか。

A 検査要綱の規定に基づき、工事完成後に検査を実施しており、工事箇所以外も職員が確認し、危険性がないと判断した場合は経過観察としています。

Q 国道・県道の補修等で県へ報告した件数と何件補修・修理されたのか。

A 3件土木事務所へ報告し、全て対応しました。

② 町立図書館の将来に向けた構想や建替え見通しについて

Q 図書館を建替える際にかかる資金は、どのくらいあり、どのように増やしていくのか。

A 図書館を建替えるために限定した資金や積立金はありません。教育施設などに係る基金として湯河原町教育文化施設建設基金があり、令和3年3月現在で66万6,451円ございます。

Q 現在、こども文庫を開設している地域があり、購入するための補助金を出して協力していくべきと考え、町の対応を伺う。

A 私設図書館の方々とは町の図書館からの蔵書の貸出や情報交換を行っており、補助金や運営費の支援は考えていませんが、連携を図っていきます。

①生活道路の整備等に係る方針について

②ごみ処理の現状と今後について

4 番

渡辺久子議員



①生活道路の整備等に係る方針について

Q横断歩道やセンターラインなどの道路標示が不鮮明な箇所の書き直しなど、国道・県道の補修は湯河原町からの要望により対応されていますか。

A国道や県道で道路破損の発見や通報を受けた場合は、県西土木事務所小田原土木センターに情報提供をするとともに、補修などの依頼をしています。横断歩道や停止線等の道路標示については、小田原警察署を通じて所管である県公安委員会へ上申してもらいます。

Q町民の安全安心な生活を確保するために計画的な道路管理が求められます。今後の管理方針について考えをお聞かせください。

A町道の補修については、歩道や、歩道のない狭い道路についても歩行者・歩行用の手押し車が安全に通れるように留意するよう心掛けています。

②ごみ処理の現状と今後について

Q現在のごみ分別は他自治体と相違しています。改善の方針はありますか。

A今後、ごみ資源化をさらに進めていく上で、費用対効果も重要な要素であり、研究していきます。

Qごみ処理広域化が計画されていますが、問題点や反対意見はありませんか。

A令和7年度から箱根町の焼却ごみを集中することで、1日16時間燃焼を24時間燃焼体制にし、二酸化炭素の排出量は移送により発生する分を合わせても減少する見通しです。

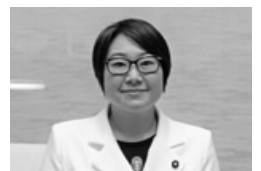


①湯河原町の公的意志決定の手順とその根拠に関して

②教育委員会における秘密会の開催について

1 番

土屋由希子議員



①湯河原町の公的意志決定の手順とその根拠に関して

Q町長が一貫して「国がやるべきもの」としていた小児医療費助成の拡充を突然今回執行した理由は。

A子育て支援給付事業（第三子に対する100万円）が終了するから。

すると、子育て支援給付事業があったから、中学生までの小児医療費助成が遅くなった。大変きつい言葉だが、やって当たり前の施策。マイナスからゼロになった。

②教育委員会における秘密会の開催について

Q過去3年間における、定例会の開催回数と秘密会の開催回数は。

A過去3年共に定例会が12回で秘密会が11回。

Q湯河原町は秘密会が多い。未成熟、未確定な情報がなぜ秘密会なのか。

A広がってしまうと情報が混乱する。教育委員さ

んの自由な意見を出していただくため。

それだと何でもかんでも秘密会にできてしまう。決定したことをただお知らせするなら傍聴の意味もない。会議はその決定過程を見せることが重要。

Q美術館もみじライトアップも秘密会。なぜか。

A日程が調整できておらず、未確定要素があった。

Q日にちが決まっていないから秘密会とは、全くおかしいのでは。

A関係団体の方々と連携して実施。日付が先に出るとのちのち実施に影響が出る。

それなら日付だけ黒塗りにすればいい。年間合計60件も秘密会で話し合われている。町民に対し開かれた教育行政であり、確かな理由のない秘密会は極力避け、情報公開条例の目的にある町民の知る権利、説明責任を果たし、町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した運営を求める。

総務文教・福祉常任委員会

(3月2日開催)

●主な案件

●中学校給食施設整備について

中学校給食の導入、実施に関する検討は、平成26年から始まり、これまでも議会常任委員会等においても検討や協議を行ってきました。令和2年5月末に給食施設等調査業務委託が完了し、同年12月には基本設計業務委託に着手したところ、施設整備に係る新たな課題が委託業者から提示され、業務委託の変更契約を締結、令和4年2月末に委託期間が終了し、報告書が提出されました。

給食施設は増築となるため、既存の校舎への影響などの課題を解決するため、給食施設は消防法等の規定により既存建物から間隔を取りながら渡り廊下で接続する計画となっています。

給食施設の構造は、施工性や耐久性などから、当初予定されていた鉄骨造から鉄筋コンクリート造に変更され、給食施設の延床面積や既存建物への新たな延焼範囲部分が追加されたことから、調査業務委託時に想定されていた事業費約3億7千万円から、約9億円と大幅に増加する事が示されました。

当日の質疑では、委員から、増築や建築方法の確認や、事業費の増額要因や財源内訳の確認、自校式だけではなく他の方法での給食実施のあり方などについても意見や質問が出され、今後、教育委員会や給食検討委員会での議論などを踏まえ、方向性を示して欲しいとの意見も出されました。



●その他の案件

●「湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」の改訂(案)について

●主な報告事項

●誰もが主役のプラットフォーム・マッチング事業について

町内や町外の湯河原町に興味があり、町に貢献したい方やプロジェクトをもった方と移住希望者などをマッチングできる機能を持った拠点をつくり、移住の促進や交流人口の増加を図る施策について報告がありました。

主な事業としては、町内外の方が交流できる場を創り、移住の促進や交流人口の増加につながる拠点を整備し、移住相談や促進広報を行うほか、町内外で湯河原町の未来づくりに関心がある若者を中心に、湯河原町をフィールドとした町の未来をつくる会議を実施するなどし、令和4年度については交流拠点を駅前に整備し、リノベーションを行ったり、移住サポーター制度を創設するなどの事業を進めていく予定が示されました。

●その他の所管事務調査(報告事項)及び報告

●デジタル化の推進に関する町民及び事業所等アンケートの結果について

●親子で体験する郷土「ゆがわら」事業について

●新型コロナウイルスワクチン接種について

●第2期湯河原町地域福祉計画(案)について

など

環境・観光産業常任委員会

(2月28日開催)

●主な案件

●パークゴルフ場休憩施設の概要について(案)

コロナ禍においても多くの利用者にご利用いただいているパークゴルフ場において、飲食スペースやゆっくり体を休める場所がないことから、利用者が快適にくつろげ、多世代に渡るコミュニティの場などとして、空調設備を備えた休憩施設を設置し、施設の充実を図るための施設概要(案)や概算費用、スケジュール等の説明を受けました。

委員からは、「施設内へのトイレ設置について」、「設置場所の検討・経緯について」、「傾斜地の整備について」、「概算費用の見積もり根拠について」、「土砂流出の可能性について」、「工事中のパークゴルフ場の利用について」、「排水対策について」、「デッキ部分の屋根設置

について」、「工事概算費用の内訳について」、「擁壁工事の工法の比較検討について」などの質問や意見がありました。



●主な報告事項

●ごみ処理広域化推進事業の今後の進め方について

「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」において集約化の協議を進めてきた結果、当面は小田原市と足柄下郡の2系統でごみ処理体制を構築していくこととされ、足柄下郡系統では箱根町の焼却施設を廃止し、可燃ごみは全て衛生組合美化センターのごみ焼却施設で焼却し、同最終処分場に埋め立てようとするとの説明を受けました。

なお、統合に伴い、現在「准連続式運転（日量70t/16時間）」を「全連続式運転（日量105t/24時間）」へ変更、箱根町の整備内容、令和7年度中に開始する予定の実施スケジュール、施設整備に係る3町の費用負担、共同処理による効果などの説明も併せて受けました。

●城堀簡易水道組合との統合に係る経過について

城堀簡易水道組合との今までの経緯に加え、9月定例会の委員会報告後、城堀簡易水道組合側からの見直し（価額の再提示）の要望を受け、町としての基本的な考え方は見直しをしないが、これまで城堀簡易水道組合が行ってきた安心・安全や防災面への設備投資については一定の再評価をし、全体としての価額の再提示を行い、一定の方向性を見出すことができる可能性があるとの報告を受け、今後のスケジュールについての説明を受けました。

委員からは「今までの価額提示の推移」、「町の基本的な考え方について」、「新たに見出した

安心・安全や防災面への設備投資の考え方や算出根拠について」、「今後の協議の方向性やスケジュールについて」などの質問や意見がありました。

●報告事項

●湯河原万葉荘の運営評価について

●ロケツーリズム推進事業 令和3年度中間報告について

●地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業（女子旅）について

●令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の災害概況等について

●湯河原町消防団員用自動車保険について

●武者行列について

●湯河原町観光大使について

●令和4年度湯河原町消防団員任免式について

広域行政特別委員会

（2月14日開催）

●主な案件

●令和3年度第2回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

協議会委員の変更についての報告、協議会役員の変更、旧採石場跡地利用計画策定業務委託事業、令和4年度事業計画（案）・協議会予算（案）・共同処理事業等の事業費予算などについて質疑応答しました。

町税等徴収対策強化特別委員会

（3月3日開催）

令和3年12月末現在の町税等収納状況、滞納繰越分の状況についての説明のほか、令和3年度差押物件の公売結果についての報告などがありました。

●主な質問

・国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の今後の徴収の見通しについて

・滞納区分別の滞納繰越者数及び滞納繰越分合計額の前年実績との比較について

・差押物件（不動産・動産）の見積額の算定方法、公売実施後の対応などについて

湯河原町議会では、3月定例会において、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対し、厳しい非難を表明するため、次の決議を可決しました。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議



本年2月24日から開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と秩序及び安全を脅かすものであります。

このような軍事侵略は、いずれの国や地域においても断じてあってはならないことであります。

連日報道される多くの人々の尊い生命と平和な暮らしが理不尽に奪われる惨劇は、断じて看過できません。

本町議会では、世界平和の実現を願って昭和60年に「湯河原町非核兵器宣言」を、令和3年6月に「核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書」を議決しており、ロシアによるウクライナへの軍事侵略は、そのような町民の願いに反するものであります。

よって、本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難するとともに、ウクライナ及び周辺各国の平和と安定を強く望み、問題の早期解決を望むものであります。

以上のとおり決議する。

令和4年3月14日

湯河原町議会

委員会構成が変わりました

(令和4年4月6日現在)



議会運営委員会



総務文教・福祉常任委員会



環境・観光産業常任委員会

※各委員会の委員構成については3ページの「湯河原町議会委員会構成表」をご覧ください。

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。本会議は先着15名、委員会は先着4名です。

※新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴人数を制限しております。

傍聴の際には、マスクの着用、手指のアルコール消毒にご協力願います。

【受付】開催日の午前9時から

【場所】第1庁舎2階 議会事務局

6月議会日程

- 6月8日(火) 午前 本会議（一般質問等）
- 9日(水) 午前 本会議（条例・補正予算）
- 13日(月) 午前 公の施設等整備調査特別委員会
- 午後 広域行政特別委員会
- 14日(火) 午前 環境・観光産業常任委員会
- 16日(水) 午前 総務文教・福祉常任委員会
- 21日(火) 午前 本会議（委員長報告等）

【開催時刻：午前は10時、午後は1時の予定です。】

※最新の議会日程については町議会ホームページでご確認ください。

編集後記

4月臨時会において、各委員会の構成が変わりました。議会だより編集委員会においては、正副委員長の交代はありましたが、引き続き同じメンバーで取り組むこととなりました。

これまで、紙面のレイアウト変更や、小中学生の皆様などにご協力いただき、題字のデザイン変更を行ってきました。委員の間でも議会だよりなどを通じた情報発信について、これまでも様々な意見が出てきております。是非、町民の皆様などにも本紙について率直な感想やご意見をいただき、充実した紙面作りに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(松井一寿 記)

議会だより編集委員会

- | | |
|------|-------------|
| 委員長 | 松井 一寿 |
| 副委員長 | 善本 真人 |
| 委員 | 土屋由希子 渡辺 久子 |
| | 松野 洋一 室伏寿美夫 |